

インセンティブ契約制度の適用を受ける契約への新規参入の申し込みについて

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁調達事業部長

浅野 正美

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、契約企業が防衛省のインセンティブ契約制度を利用し、原価改善によって調達価格を削減する活動に取り組んでいるものであり、次のア又はイのいずれかに該当することから、同種契約の継続的な受注を可能とすることによって契約企業の原価改善に対する一層の取組みを促す観点で、制度の適用を受ける期間の同種契約を随意契約によって契約することを予定しているものです。これらの契約に新規参入するのに必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。27. 10. 1）第9.6.5項に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア 対象となる契約の履行には特殊な技術又は設備等が不可欠であるため、契約担当官等が過去5年間において実施した当該契約と同一の装備品等又は役務の契約に係る入札、企画競争又は公募において、契約の相手方以外の者による応札又は応募がなく、かつ、契約担当官等による業態調査によっても、引き続き当該相手方以外の応札又は応募の見込みがないと認められるもの

イ 契約の相手方が、削減割合が20パーセントを超える原価改善によって、インセンティブ契約制度の適用期間に締結する契約を履行する約束をしたもの

添付書類：別紙（対象契約一覧表）

対象契約一覧表

番号	制度の適用を受ける 契約件名	作業効率化を行う前の契約			随意契約 による理 由	制度の 適用 決定日	制度の 適用終 了年度	新規参入の申込みに 必要となる要件	公示 への掲載 日	提出先 (問合せ先)
		契約 年度	契約金額 (税込)	数量						
1	潜水艦用主蓄電池 (SLH) (28SS用)	平成 28 年度	¥8,311,161,600	10T	ア	令和元年 10月 25日	令和6 年度	同種契約の履行に必要な技術・製造 設備等を申込者又はその下請企業が保 有していることを証明するとともに、制 度の適用終了年度において10T（1艦） あたり、価格削減額377,650,000円以上 で履行することを約定すること。（契約 時に同要件を満たす確認書を含む特約 条項が付帯されます。）	令和元年 10月 25日	防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官 調達第3班 03(3268)3111 内線：35732
2	潜水艦用主蓄電池 (SCG・維持用)	平成 29 年度	¥2,787,507,756	20T	ア	令和元年 10月 25日	令和6 年度	同種契約の履行に必要な技術・製造 設備等を申込者又はその下請企業が保 有していることを証明するとともに、制 度の適用終了年度において10T（1艦） あたり、価格削減額16,038,000円以上 で履行することを約定すること。（契約 時に同要件を満たす確認書を含む特約 条項が付帯されます。）	令和元年 10月 25日	防衛装備庁 調達事業部 艦船調達官 調達第3班 03(3268)3111 内線：35732